



東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和元年8月23日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

由利本荘市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止命令等を発しました。

平成30年11月6日に当運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 鳥海観光 代表取締役 佐藤 司
(法人番号：4410001005234)
由利本荘市矢島町元町字新所31番地1

営業所：本社営業所
由利本荘市矢島町元町字新所31番地1

2. 行政処分等年月日 令和元年8月7日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和元年8月23日から令和元年11月4日まで（5両×74日）

(2) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

(2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 疾病、疲労等のおそれのある乗務

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

② 運行に関する状況把握等のための体制の整備違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2)

③ 点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

④ 乗務等の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)

⑤ 運行記録計による記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

⑥ 運行指示書の作成等義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

⑦ 乗務員台帳の作成、備付け義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

⑧ 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑨ 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑩ 運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

⑪ 3ヶ月点検整備実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第48条)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門

担当：大淵、加藤

TEL：018-863-5813